

かごしまエコファンド制度利用約款 (クレジット事業)

(目的)

第1条 この約款は、かごしまエコファンド制度（クレジット事業）を利用するにあたり、かごしまエコファンド認証運営委員会（以下「委員会」という。）の決定及び第3条第2項に定める基本文書に基づき、第3条第1項に定める制度利用者と制度管理者である鹿児島県との関係を規定するものである。

(特約との関係)

第2条 本約款とは別に、本約款に係る特約が制定された場合には、当該特約は本約款の一部を構成するものとし、本約款の内容と特約とが一致しない場合には、その限りにおいて特約が本約款に優先する。

(定義)

第3条 本約款において、制度利用者とは以下の各号のいずれかに該当する者を意味する。

- (1) プロジェクト事業者
- (2) クレジット利用者
- (3) その他、基本文書で定められる手続に従い制度管理者に対して関係を持つ者

2 本約款において、基本文書とは、以下の各号に定める要綱、要領又はその他の文書を意味する。

- (1) かごしまエコファンド制度実施要綱
- (2) かごしまエコファンド制度実施要領
- (3) かごしまエコファンド認証運営委員会設置要領
- (4) かごしまエコファンド制度モニタリングマニュアル
- (5) 上記の他、上記各号の定めに従い制定される文書

3 本約款において、特段定義されていない用語については、基本文書で定義された意味を有する

(制度利用における事項に関する合意)

第4条 制度利用者は、かごしまエコファンド制度を利用するにあたり、本約款及び基本文書の内容を確認のうえ、これに従うことを誓約する。また、本約款及び基本文書の最新の内容について確認するとともに、内容に変更、改廃等があった場合には、当該変更、改廃が施行される日以降（但し、委員会が特に必要と認めた場合には、当該変更、改廃について遡及的に）、その内容に従うことを誓約する。

2 前項に加えて、プロジェクト事業者は、エコファンド制度を利用するにあたり、制度管理者に対する情報提供について、以下の事項に合意する。

- (1) 委員会又は公益社団法人鹿児島県森林整備公社（以下「公社」という。）に対する

報告内容においては、プロジェクト等の状況を適宜適切に反映させ、正確な情報を提供すること。

(2) 情報の正確性に疑義が生じた場合、速やかに委員会又は公社の指示に従うこと。

3 第1項に加えて、プロジェクト事業者は、かごしまエコファンド制度を利用するにあたり、かごしまエコファンド制度における評価の対象となった吸収量等が、他の制度(温室効果ガス削減・吸収に係るクレジットを認証する制度又は温室効果ガス排出量を報告公表する制度を含む。)等において二重に評価される事態(以下「ダブルカウント」という)を回避するために、以下の事項に合意する。

(1) かごしまエコファンドクレジットの発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとること。ダブルカウントを避けるための措置には以下の事項を含む。

① 類似制度に基づく二重認証の禁止

プロジェクト事業者は、かごしまエコファンド制度において発行される温室効果ガス排出削減量又は吸収量に対して、他の類似した制度において温室効果ガス排出削減量又は吸収量としての認証を受けない。また、他の類似した制度において、温室効果ガス排出削減量又は吸収量としての認証を受けた場合には、かごしまエコファンド制度に基づき発行されるクレジット又は他の類似制度のいずれかに基づき発行される温室効果ガス排出削減又は吸収量のいずれか一方を、当該制度に基づく適切な方法により無効化する。かかる方法が困難である場合は、無効化されていない排出削減量又は吸収量に相当する量のクレジットを調達したうえで、これを無効化する。

② 鹿児島県地球温暖化対策推進条例(以下「条例」という。)に基づく報告・公表制度におけるダブルカウントの防止

かごしまエコファンド制度に基づく認証を受け、クレジットが発行されたプロジェクトにおけるプロジェクト事業者は、当該プロジェクトにより発行されたクレジットを他者に移転した場合、条例に基づく温室効果ガス排出量又は吸収量の報告の際に以下の措置を執り行う。

ア) プロジェクト事業者が条例に基づいて報告・公表を行う際に、クレジットの移転による排出削減量又は吸収量を、適切に温室効果ガス排出量に上乗せ、又は、温室効果ガス吸収量を減らして報告又は公表を行う。

イ) 必要に応じ公社及び制度管理者に対して当該情報の提供を行う。

③ 自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止

かごしまエコファンド制度に基づく認証を受け、クレジットが発行されたプロジェクトにおけるプロジェクト事業者は、ホームページなどにおいて、当該プロジェクトの内容及び当該プロジェクトから創出されるクレジットの発行量及び移転量を明記する。

(2) 前号にもかかわらず、ダブルカウントが生じていることを委員会が把握した場合は、制度管理者は当該プロジェクト事業者に対してダブルカウントを是正する措置を速やかに講ずることを求めることができ、この場合、プロジェクト事業者はかかる措置を執り行うこと。

(3) 前号にもかかわらず、速やかにダブルカウントを是正する措置が講じられなかった場合、プロジェクト事業者は、当該ダブルカウント分の温室効果ガス排出削減・吸収量が無償で制度管理者に対して譲渡することにより40日以内に補填するか、又はその他制度管理者が指定する方法により補填すること。

(4) 第(2)号にもかかわらず、40日以内に補填義務が履行されなかった場合、制度管理者は当該プロジェクト事業者の氏名等を公表すること。

(クレジット利用目的)

第5条 クレジット利用者は、カーボン・オフセットを行うために、クレジットを活用するものとし、以下の目的に活用するものとする。

(1) 商品・イベント

(2) 自社排出量の削減

(3) その他温室効果ガスの削減に資する取組

2 本クレジットは、第三者へ譲渡・販売することはできない。

(クレジット売買窓口)

第6条 本制度に係るクレジットの販売については、公社が窓口業務を担うものとし、制度利用者は、窓口を通じてクレジットを購入することをあらかじめ承諾するものとする。

(個人情報)

第7条 公社は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び「鹿児島県個人情報保護条例」を順守する。

(基本文書に違反した場合の措置等)

第8条 制度管理者は、プロジェクト事業者が本約款及び基本文書に違反した場合又は本約款及び基本文書を遵守するのが困難であると認める場合は、当該プロジェクト事業者が関与するエコファンドのプロジェクト登録を抹消することができる。また、制度管理者は、当該プロジェクト事業者が、事象発生以降に、新たにプロジェクト申請やクレジット発行申請及び移転を行うことを拒絶することができる。

2 プロジェクト事業者は、前項に基づくプロジェクト登録の抹消以降は、本約款及び基本文書に基づく権利を有さず、かつ、義務を負わない。ただし、性質上当該プロジェクト事業者が引き続き負う必要があると制度管理者が認める義務についてはこの限りではない。

(免責事項)

第9条 かごしまエコファンド制度上の各種申請等、プロジェクトに対する投資等又はクレジットの売買等、かごしまエコファンド制度の利用又は参加等に伴い、何らかの経済的・社会的問題等が発生した場合には、全て制度利用者の責任で対処しなければならない。また、かごしまエコファンド制度の利用によりいかなる損失が生じても、鹿児島県、委員会、公社（以下「かごしまエコファンド運営者」という。）は責任を負わず、制度

利用者は、かごしまエコファンド運営者に対して一切の責任分担を求めないものとする。

(約款の変更等)

第 10 条 制度管理者は、予告なく本約款を改訂することができ、また、特約を別に定め、また改訂することができる。また、約款及び特約を制定又は改訂したときは、制度管理者のホームページ上にすみやかに記載する。

2 本約款及び特約に定めがない場合は、制度管理者の指示に従うものとする。

(本制度の変更、中止又は終了)

第 11 条 かごしまエコファンド制度は、県の政策変更により、いつでも制度の一部又は全部を変更、中止又は終了することができる。この場合、制度管理者のホームページへの掲示により、事前にその旨を告知することとする。

2 前項に基づき制度が変更、終了又は中止されたことにより制度利用者に損害等が発生してもかごしまエコファンド運営者は一切責任を負わない。

(本制度からの離脱)

第 12 条 制度利用者は、制度管理者との協議の上合意した場合には本制度から離脱することができる。

2 制度利用者は、前項に基づく本制度からの離脱以降は、本約款及び基本文書に基づく権利を有さず、かつ、義務を負わない。ただし、性質上当該制度利用者が引き続き負う必要があると制度管理者が認める義務についてはこの限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 13 条 本約款の準拠法は、日本法とする。

2 本約款及び特約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、鹿児島地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この約款は、平成 23 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この約款は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。